

成人健康相談

日時 3月25日(金)午後1時～4時(要予約)

会場 市保健センター

内容 ▽健康や栄養についての相談会▽血管年齢測定▽体組成測定など

持ってくる物 検診結果票・健康手帳・お薬手帳など相談対象者の健康状態が分かる物

その他 ▽相談は家族など本人以外でも受け付けます▽ペーサー・ペースメーカー利用者は体組成測定を行いません

問い合わせ 健康づくり課(☎42808)

福祉医療制度の手続き

福祉医療制度とは、子どもや障がいのある人、ひとり親家庭などで、下表に該当する人が医療機関を受診したときに医療費の一部負担金を県と市で助成する制度です。

対象者には「福祉医療費受給資格者証」が交付され、制度利用者は医療機関で支払う保険診療分の一部負担金が無料になります。この制度は認定を受けないと適用されませ

対象	資格要件	申請に必要なもの
子ども	出生から中学卒業まで	健康保険証
障がいのある人	身体障害者手帳1級・2級・3級・4級(言語機能障害のみ)	健康保険証・障がいの程度を証明する手帳や証書
	障害年金1級・2級	
	療育手帳A判定・B判定 特別児童扶養手当1級・2級	
ひとり親家庭	18歳(年度末)までの子どもを扶養しているひとり親家庭	申請前に相談してください
父母がいない子ども	18歳(年度末)までの父母のいない子ども	

るので、資格要件に該当する人で認定を受けていない人は申請してください。認定を受けた受給資格のある人で氏名住所、障がい等級、健康保険証の種類などに変更があったときは届出をしてください。

その他 ▽福祉医療制度以外にも医療費助成制度(自立支

その他

市民課窓口業務の延長

期日 3月31日(木)、4月1日(金)・4日(月)・5日(火)

延長時間 午後5時15分～7時

内容 印鑑登録、印鑑証明書発行、住民票の写し・戸籍謄抄本の発行、戸籍に関する届書の預かり、転入・転出・

3月は「自殺対策強化月間」です



こころの悩みを抱えていたり、自殺についてひとりで思い悩んだりしていませんか。決してひとりでは抱え込まず、まずは誰かに相談しましょう。家族や友人など、周りに悩んでいる人がいたら、声を掛け、話を聴いて、相談につなげてください。市では随時相談や訪問を行っています。

電話相談窓口

相談窓口	開設時間
こころの健康相談統一ダイヤル(☎0570・064・556)	【月～金】午前9時～午後10時(年末年始・祝日を除く)
県こころの健康センター(☎027・263・1156)	【月～金】午前9時～午後5時(年末年始・祝日を除く)
藤岡保健福祉事務所(☎221420)	【月～金】午前8時30分～午後5時15分(年末年始・祝日を除く)
群馬いのちの電話(☎027・221・0783)	【毎日】午前9時～午前0時 【第2・4金】午前9時～翌午前9時
いのちの電話(☎0120・783・556)	【毎月10日】午前8時～翌午前8時
よりそいホットライン(☎0120・279・338)	【毎日】24時間対応
市福祉課(☎42384)	【月～金】午前8時30分～午後5時15分(年末年始・祝日を除く)

SNS相談窓口

LINEやチャットなどで悩みの相談ができます。インターネットブラウザで「厚生労働省SNS相談」と検索するか、右の2次元コードからアクセスしてください。



こころの体温計

メンタルチェックシステム「こころの体温計」では、パソコンやスマホでいつでも簡単にこころの健康状態をチェックすることができます。市ホームページまたは右の2次元コードからアクセスしてください。



藤岡市公共下水道全体計画区域の見直し(案)への意見を募集します

藤岡市公共下水道全体計画区域の見直しを行いますので、パブリックコメント手続きにより素案に対する意見を募集します。この見直しは、効率的で適正な汚水処理施設の整備を促進させるため、全体計画面積を変更するものです。

閲覧および意見提出期間 3月1日(火)～4月11日(月)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

閲覧場所 市政情報コーナー、鬼石総合支所 鬼石振興課、市ホームページ

意見を提出できる人 市内在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所を有する法人・個人、その他利害関係を有する人

その他 提出された意見を考慮し、藤岡市公共下水道全体計画区域の見直しを行います。

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、個人情報を除いて公開します。なお個々の意見に直接回答はしません

提出方法 任意の様式に意見・住所・氏名・電話番号を記入して、直接もしくは郵便・ファクス・メールいずれかの方法で下水道課(〒375-8601(住所記載不要)市役所下水道課 FAX ②1960 gesui@city.fujioka.gunma.jp)へ

問い合わせ 下水道課(☎42327)

国民年金保険料 学生納付特例制度

国民年金は20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。学生は本人の前年所得が一定額以下の場合、国民年金保険料が猶予される学

道路の危険箇所

市道にできた穴や側溝のふたの破損などが原因で交通事故が発生することがあります。事故を未然に防ぐため、危険箇所を見つけたときは連絡してください。

国民年金保険料 学生納付特例制度

国民年金は20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。学生は本人の前年所得が一定額以下の場合、国民年金保険料が猶予される学

生納付特例制度」があります。学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までで、申請は市役所または年金事務所で行うことができます。

転居の届け出、所得課税証明書・納税証明(車検用のみ)の発行

※パスポート・マイナンバーカードの事務手続きはできません

その他 毎週水曜日(祝日の場合、翌木曜日)は市民課は午後8時、鬼石振興課は午後7時まで夜間窓口業務を実施しています

問い合わせ 市民課(☎4256)

市道にできた穴や側溝のふたの破損などが原因で交通事故が発生することがあります。事故を未然に防ぐため、危険箇所を見つけたときは連絡してください。

問い合わせ 土木課(☎42324)

国民年金保険料 学生納付特例制度

国民年金は20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。学生は本人の前年所得が一定額以下の場合、国民年金保険料が猶予される学

国民年金保険料 学生納付特例制度

国民年金は20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。学生は本人の前年所得が一定額以下の場合、国民年金保険料が猶予される学

イベント

図書館情報

講座・教室

募集

スポーツ

健康福祉

その他

Public Comment